

受益者負担の適正化に向けた施設使用料の見直しについて

概要

- 施設使用料は、施設サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する必要があると、原則4年ごとに見直しを行うこととしている。
- こうした受益者負担の適正化は、健全財政を維持する歳入確保という側面のほか、区民間の公平性の確保と施設サービスの維持・向上をめざし、区の行財政運営の改善を目的として取り組むもの。
- 今後、施設使用料の基本的な考え方にに基づき、令和7年第一回定例会において施設使用料の改定を予定しており、その概要を報告する。

対象施設

- 公の施設は、その設置目的や性質が多様であるため、施設使用料の算定にあたっては、施設の性質により区分し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定する必要がある。
- 具体的には、施設サービスを「公共性と市場性」「必需性と選択性」で分類し、区分に応じた受益者負担割合を定める。
- 施設使用料の見直し対象は、全ての公共施設のうち、受益者負担割合区分④⑤に該当する施設とする。
(一斉見直しにおける対象施設数は93、条例数は23、規則数は23)

■公共性と市場性

同様のサービス提供が民間では困難な施設か、または可能な施設か。

■必需性と選択性

大半の区民が必要とする施設か、または個人の価値観や嗜好の違いに応じて選択的に利用する施設か。

施設使用料の主な算定基準

■施設使用料

1㎡・1時間当たりの使用料原価

×貸出面積×使用時間×(補正係数)×受益者負担割合

■1㎡・1時間当たりの使用料原価

対象経費合計÷貸出面積÷利用可能時間

■個人利用施設使用料

対象経費合計÷利用者数×受益者負担割合

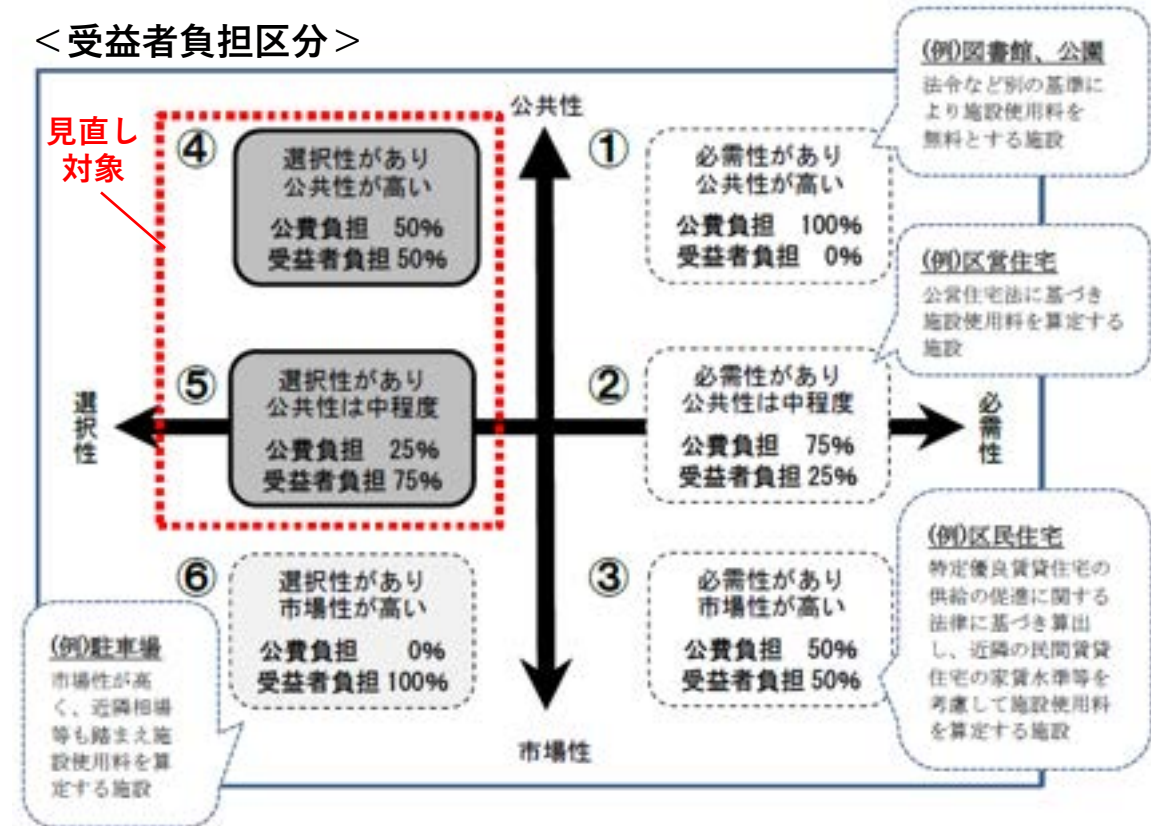
■対象経費

人件費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理の業務に従事する職員に要する経費

維持管理費：施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理のために必要な物品等の購入、委託等に要する経費

資本的経費：施設の建設費や大規模修繕費、高額な設備・備品等に要する経費

<受益者負担区分>



■補正係数等

(1) 使用区分(曜日・時間帯別)の施設使用料の設定

曜日や時間帯によって、施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、原則、同一料金とする。ただし、従前の経過や利用実態等を勘案し、施設使用料に差を設けることができるものとする。

(2) 体育室等

区民センターや文化センターの体育室等については一室あたりの所要面積が大きく、単純に原価により施設使用料を算定すると施設使用料額が非常に高額になってしまうことから、利用実態を考慮して補正を行う。

■激変緩和措置

施設使用料額が現行と比較して25%を超える増減となる場合は、25%を上限額とする激変緩和措置を講じる。

(参考) 政策的減免

公の施設は、住民福祉の向上を目的として設置し、区民が利用しやすい施設使用料を設定しているため、全額納付を基本とする。ただし、利用者支援や施設利用の促進など政策的に利用者負担を軽減する必要がある場合には、施設使用料を減額または免除ができることとする。

今後は、施設の設置目的や利用目的等を鑑みたくて政策的効果を検証し、負担と公平性のバランスを十分図りつつ、減免基準(対象者の範囲も含む)の統一化を進めていく。

算定結果

[全体] 歳入増減見込：85,471千円 増減率 +15% (R 5 歳入額 579,985千円 R 8 歳入見込額 665,456千円)

※一斉見直し対象93施設をもとに試算

(単位：千円)

施設	歳入増減見込	増減率	R 5 歳入	R 8 歳入見込	施設	歳入増減見込	増減率	R 5 歳入	R 8 歳入見込
区民・文化センター、老人いこいの家等	6,268	14%	43,795	50,064	池上梅園	170	21%	795	965
矢口区民センタープール	401	2%	16,989	17,390	東糀谷防災公園多目的室	60	19%	322	382
出張所附属集会室 (負担割合75%→50%)	△ 3,244	△24%	13,453	10,209	水神公園多目的室	106	23%	453	559
池上会館 (負担割合75%→50%)	△ 7,737	△24%	31,771	24,033	多摩川緑地集会室	49	23%	213	262
山王会館 (負担割合75%→50%)	△ 193	△24%	806	614	大森スポーツセンター	12,238	25%	48,952	61,190
ライフコミュニティ西馬込 (負担割合75%→50%)	△ 2,855	△20%	14,060	11,205	大田スタジアム	8,019	24%	32,732	40,751
大田区民ホールアプリコ	29,511	24%	121,628	151,139	消費者生活センター (負担割合75%→50%)	△ 3,226	△23%	13,804	10,578
大田文化の森	10,634	24%	44,229	54,862	青少年交流センター	2,648	23%	11,412	14,061
大田区民プラザ	1,712	11%	15,602	17,314	子ども家庭支援センター大森	0	0%	0	0
運動施設(野球場・サッカー・庭球場等)	29,951	21%	143,028	172,979	多摩川集会室 (負担割合75%→50%)	△ 107	△23%	474	367
平和の森フィールドアスレチック	据置き	据置き	20,913	20,913	東糀谷児童館羽田分室(中高生ひろば羽田)	据置き	据置き	295	295
平和の森弓道場・アーチェリー場	1,065	25%	4,261	5,326	計	85,471	15%	579,985	665,456

※上記は、令和6年12月4日時点での算定結果である。

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合がある。

※表中の(負担割合75%→50%)は、今回の見直しにおいて受益者負担割合区分⑤(受益者負担割合75%)から④(受益者負担割合50%)に変更したものの。

今後の流れ (予定)

令和6年12月 総務財政委員会 (全体概要)

令和7年2月 各条例案提出 (所管委員会)

令和7年度 周知期間

令和8年4月 条例施行

※一部施設(大田区民ホール等)は令和8年10月施行

□令和6年度施設使用料改定対象施設

連番	施設名	受益者負担割合区分	(参考:前回改定時) 受益者負担割合区分	所管部局	条例	規則
1 区民センター						
1	馬込区民センター	④(受益者負担50%)	④(受益者負担50%)	地域力推進部	大田区立区民センター条例	大田区立区民センター条例施行規則
2	萩中集会所					
3	大森西区民センター					
4	矢口区民センター					
5	矢口区民センタープール					
6	大森東地域センター				大田区立大森東地域センター条例	大田区立大森東地域センター条例施行規則
2 文化センター						
7	美原文化センター	④(受益者負担50%)	④(受益者負担50%)	地域力推進部	大田区立文化センター条例	大田区立文化センター条例施行規則
8	馬込文化センター					
9	南馬込文化センター					
10	池上文化センター					
11	嶺町文化センター					
12	雪谷文化センター					
13	石川町文化センター					
14	糺谷文化センター					
15	羽田文化センター(地域活動施設)					
16	羽田文化センター(体育施設)					
17	萩中文化センター					
18	六郷文化センター					
3 その他集會施設						
19	池上会館	④(受益者負担50%)	⑤(受益者負担75%)	地域力推進部	大田区立池上会館条例	大田区立池上会館条例施行規則
20	区民活動支援施設蒲田		④(受益者負担50%)		大田区区民活動支援施設条例	大田区区民活動支援施設条例施行規則
21	山王会館		⑤(受益者負担75%)		大田区立山王会館条例	大田区立山王会館条例施行規則
22	ライフコミュニティ西馬込		⑤(受益者負担75%)		大田区立ライフコミュニティ西馬込条例	大田区立ライフコミュニティ西馬込条例施行規則
4 特別出張所付属集會室等						
23	入新井集會室(Luz大森)	④(受益者負担50%)	⑤(受益者負担75%)	地域力推進部	大田区特別出張所付属施設条例	大田区特別出張所付属施設条例施行規則
24	新井宿会館					
25	嶺町集會室					
26	六郷集會室					
5 老人いこいの家						
27	大森中老人いこいの家	④(受益者負担50%)	④(受益者負担50%)	福祉部	大田区老人いこいの家条例	大田区老人いこいの家条例施行規則
28	大森東老人いこいの家					
29	山王高齢者センター					
30	池上老人いこいの家					
31	新井宿老人いこいの家					
32	鶴の木老人いこいの家					
33	仲池上老人いこいの家					
34	千束老人いこいの家					
35	東糺谷老人いこいの家					
36	東六郷老人いこいの家					
37	仲六郷老人いこいの家					
38	東蒲田老人いこいの家					
39	本蒲田老人いこいの家					
6 ホール・スタジオ						
40	大田区民ホールアプリコ	⑤(受益者負担75%)	⑤(受益者負担75%)	スポーツ・文化・国際都市部	大田区民ホール条例	大田区民ホール条例施行規則
41	大田文化の森				大田文化の森条例	大田文化の森条例施行規則
42	大田区民プラザ				大田区民プラザ条例	大田区民プラザ条例施行規則

連番	施設名	受益者負担割合区分	(参考:前回改定時) 受益者負担割合区分	所管部局	条例	規則
7 運動施設・公園						
43	平和島公園野球場	④(受益者負担50%)	④(受益者負担50%)	都市基盤整備部	大田区立公園条例	大田区立公園条例施行規則
44	東調布公園野球場					
45	萩中公園野球場					
46	多摩川緑地野球場					
47	多摩川六郷橋緑地野球場					
48	多摩川大師橋緑地野球場					
49	多摩川ガス橋緑地野球場					
50	平和の森公園庭球場					
51	本羽田公園庭球場					
52	下丸子公園庭球場					
53	多摩川ガス橋緑地庭球場					
54	多摩川六郷橋緑地庭球場					
55	昭和島二丁目公園庭球場					
56	多摩川ガス橋緑地地球技場					
57	多摩川田園調布南・鶴の木緑地地球技場					
58	多摩川緑地サッカー場					
59	大森ふるさとの浜辺公園フットサル場					
60	昭和島二丁目公園フットサル場					
61	平和島公園運動場					
62	昭和島二丁目公園運動場					
63	多摩川丸子橋緑地運動場					
64	多摩川六郷橋緑地運動場					
65	多摩川ガス橋緑地運動場					
66	多摩川緑地運動場					
67	多摩川大師橋緑地多目的運動広場					
68	多摩川田園調布南・鶴の木緑地小球技場					
69	萩中公園運動場					
70	大森ふるさとの浜辺公園ビーチバレー場					
71	平和の森フィールドアスレチック					
72	平和の森弓道場・アーチェリー場					
73	平和の森公園相撲場					
74	池上梅園集会室					
75	東糺谷防災公園多目的室					
76	水神公園多目的室					
77	池上梅園睦雨庵					
78	池上梅園清月庵					
79	多摩川緑地集会室					
80	森ヶ崎公園庭球場					
81	森ヶ崎公園サッカー場	大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例	大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例施行規則			
82	森ヶ崎公園フットサル場	大田区立多摩川田園調布緑地条例	大田区立多摩川田園調布緑地条例施行規則			
83	森ヶ崎公園少年サッカー場	大田区立大森スポーツセンター条例	大田区立大森スポーツセンター条例施行規則			
84	多摩川田園調布緑地野球場	大田スタジアム条例	大田スタジアム条例施行規則			
85	多摩川田園調布緑地庭球場					
86	多摩川田園調布緑地サッカー場					
87	大森スポーツセンター					
88	大田スタジアム					
8 その他施設						
89	消費者生活センター	④(受益者負担50%)	⑤(受益者負担75%)	地域力推進部	大田区立消費者生活センター条例	大田区立消費者生活センター条例施行規則
90	青少年交流センター				大田区青少年交流センター条例	大田区青少年交流センター条例施行規則
91	子ども家庭支援センター大森				大田区子ども家庭支援センター条例	大田区子ども家庭支援センター条例施行規則
92	多摩川集会室			子ども家庭部	大田区立多摩川集会室条例	大田区立多摩川集会室条例施行規則
93	東糺谷児童館羽田分室(中高生ひろば羽田)				大田区立児童館条例	大田区立児童館条例施行規則

施設数: 93
 条例数: 23
 規則数: 23

(参考)利用料金制採用施設のため一斉見直しの対象外だが、今回施設使用料額の見直しを行う施設

連番	施設名	受益者負担割合区分	(参考:前回改定時) 受益者負担割合区分	所管部局	条例	規則
1	平和島公園水泳場	④(受益者負担50%)	④(受益者負担50%)	スポーツ・文化・国際都市部	大田区立水泳場条例	大田区立水泳場条例施行規則
2	東調布公園水泳場					
3	萩中公園水泳場					
4	伊豆高原学園			教育総務部	大田区立学校校外施設設置条例	大田区立学校校外施設設置条例施行規則